

会 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	平成25年度 第1回 神奈川県たばこ対策推進検討会・「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会 合同会議		
開催日時	平成25年8月2日（金曜日） 13時30分から16時05分まで		
開催場所	横浜情報文化センター大会議室		
出席者（役職名）	（◎：座長・部会長、○：副座長） 望月友美子（独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターたばこ政策研究部長） 曾根智史（国立保健医療科学院企画調整主幹） ◎玉巻弘光（東海大学法学部教授） 山本佳世子（電気通信大学大学院情報システム学研究科准教授） ○羽鳥裕（公益社団法人神奈川県医師会理事） 西之宮優（神奈川県中小企業団体中央会副会長） 秋山芳彦（神奈川県都市衛生行政協議会：厚木市市民健康部長） 佐野慎治（神奈川県町村保健衛生連絡協議会：大磯町スポーツ健康課長） 滝口千賀子（神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会理事） 高原ななゑ（相模原市健康づくり普及員連絡会顧問） 八亀忠勝（神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合理事長） 杉山幹雄（神奈川県旅館生活衛生同業組合副理事長） 三辻訓（神奈川県立多摩高等学校校長） 林克己（日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長） 柴田則子（公益財団法人かながわ健康財団専務理事兼事務局長） 伊藤薫（株式会社テレビ神奈川総務局次長兼総務部長）		
次回開催予定	平成25年8月27日（火曜日）		
問い合わせ先	保健福祉局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ 電話番号 045-210-5025 ファックス番号 045-210-8857		
下欄に掲載するもの	議事録全文	議事概要とした理由	—

【内容】

1 開会

(中澤がん対策課長)

定刻の少し前ではございますが、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。ただいまから「平成25年度第1回神奈川県たばこ対策推進検討会・「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会」の合同会議を始めさせていただきます。

私は、保健福祉局保健医療部がん対策課長の中澤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。今回は、検討会の委員改選後、また、部会の設置後初めの開催ですので、座長選出までの間、私が進行を務めさせていただきます。

それでは、開催に先立ち、保健福祉局長の菊池よりご挨拶申し上げます。

(菊池保健福祉局長)

神奈川県保健福祉局長の菊池でございます。よろしくをお願いいたします。

本日は、ご多忙のところ、また大変暑いところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

たばこ対策推進検討会の委員の皆さまにおかれましては、これまで本県のたばこ対策に関し、多大なご協力をいただいていることを、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

本県のたばこ対策の一つであります受動喫煙防止条例は平成22年に制定をされました。その後、県では、普及啓発、指導など、条例の定着に向けまして、様々な取り組みを行ってまいりました。この間、他の自治体におきましても、条例制定の動きが広がっております。

本年は、この条例が制定されて3年が経過しております。条例の附則に基づきまして、条例の見直し検討を行う年に至っております。

この見直しにあたりましては、県議会の方からも現場のご意見を幅広く聞いて検討すべきだという意見をいただいております。

このため、今般、たばこ対策推進検討会の中に受動喫煙防止条例の見直し検討部会を設けさせていただきます。部会の活動として、この条例の見直し検討を進めていくこととさせていただきます。

本県では、いのち輝くマグネット神奈川ということを受けまして、本年から健康寿命日本一を目指すという取り組みを進めてございます。条例の目的であります、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するため、引き続き、受動喫煙防止対策を着実に実施していく必要があると考えております。

そのうえで、条例の見直しにつきましては、県民や施設に対して受動喫煙に関する意識調査を行いまして、その結果を分析して、また、この検討会でもその分析結果に基づき検討していただき、あらゆる角度から検討していただきたいと思っております。

検討会、そして部会の委員の皆さまにおかれましては、お持ちの専門的な知識、あるいは把握されている現場の状況やご意見などをご披露いただきながら、様々な角度からの検討をお願いしたいと考えております。

限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(中澤がん対策課長)

引き続きまして、本日出席の職員につきましては、お手元の座席表にてご確認をお願いいたします。

次に、傍聴者について、ご報告させていただきます。

本検討会は、「附属機関の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき傍聴を認めており、詳細については、お手元の傍聴要領で定めておりますので、ご承知おきください。本日は、一般傍聴者12人、報道関係者7社の傍聴をい

ただいております。

なお、傍聴要領で定めております定員は10人以内となっており、本日の傍聴希望者は10人を超えておりますが、傍聴要領では、会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるとなっており、後ほど選出いただいた座長に判断いただければと考えております。

また、本日の検討会について、報道関係者から撮影・録音の申し出がございました。こちらも傍聴要領により、撮影・録音については原則禁止とはしておりますが、事前に座長の許可を得た場合はその限りでないとしておりますので、こちらも後ほど座長にご判断いただきたいと考えております。

また、本検討会の議事の内容につきましては、議事録を作成し、発言者のお名前とともに公開いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、お手元にお配りしている資料を確認いたします。まず、次第が1枚、両面刷りの検討会と部会の委員名簿、傍聴要領のほか、資料が1から11までございます。また、先ごろ実施した県民意識調査・施設調査の調査票を参考資料の1と2としております。さらに、条例や規則、逐条解説、健康増進法の規定やそれに関する通知などをファイルしてお配りしてあります。このファイルにつきましては、次回以降も参考資料となりますので、お手数ですが、会議の際にお持ちいただくか、会議終了後、机上にお残しいただければ、事務局でお預かりいたします。資料に過不足はございませんか。大丈夫でしょうか。

2 座長の選出

(中澤がん対策課長)

続いて、次第2として、座長の選出をお願いしたいと思います。

本来ならば、新たにご就任いただいた委員もいらっしゃいますので、まずは、お一人ずつご挨拶いただくべきではありますが、時間の都合もありますので、申し訳ありませんが割愛させていただき、お配りした名簿でご確認いただくとともに、会議中にご発言の際に、簡単に自己紹介をいただければと考えております。

なお、本日は、検討会の金井委員がご欠席となっております。

それでは、資料2としてお配りしておりますが、検討会の設置要綱の第4条第2項に従い、検討会委員の皆様のご互選により座長の選出をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(西之宮委員)

西之宮と申します。座長の選任について、発言させていただきます。

昨年から引き続き、玉巻委員に座長をお務めいただくのがよいと思っております。私も昨年からお出ささせていただいておりますけれども、これまでも検討会の座長として、議事について公平に進めていただいております。建設的な議論ができるのではないかと考えております。

また、私の口から言うのも失礼かとは思いますが、法律の専門家として、受動喫煙防止条例の検討段階から検討委員会のメンバーと伺っており、条例の制定過程や法的構成について、よくご承知のことと思います。今回、見直しをするということですが、玉巻委員が適任ではないかと思っております。よろしくお願いたします。

(中澤がん対策課長)

いかがでしょうか。

* 各委員「異議なし」

(中澤がん対策課長)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様の互選により、玉巻委員に検討会の座長をお願いするということですので、どうぞよろしく願いいたします。玉巻委員には、座長のお席にお移りいただきまして、一言お願いできればと思います。

(玉巻座長)

ただいま互選ということでご選任いただきました、玉巻でございます。今、ご紹介いただきましたように、条例の策定の段階から関与させていただいているということで、その限りということで座長をお引き受けさせていただきたいと思っております。なかなか進行が毎度うまくいなくて、時間が延びてしまうのですが、よろしく願いいたします。

(中澤がん対策課長)

ありがとうございました。この先の進行は、玉巻座長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(玉巻座長)

まず、副座長の指名をしないといけません。これにつきましても、設置要綱の第4条第2項において定められておりまして、私が指名するという形であります。

前回から引き続いて、羽鳥委員に今回もお願いしたいと思っております。

私は、医学者でも科学者でもありませんので、そういう観点から羽鳥委員にこれまでもこの会を支えてきていただいておりますので、ぜひともお引き受けさせていただきたいと存じます。

県の医師会を代表して委員をしていただいていることもございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

* 羽鳥委員ご承諾

(玉巻座長)

それでは、ただいまより、見直しの検討会を開くことといたしたいと思っております。

先ほど、課長からご案内がありました傍聴及び撮影に関する件ですが、傍聴につきましても、要領の人数を超えておりますが、全員に傍聴いただくことに関して、何ら支障はないと認めますので、このまま続けることにしたいと存じます。

撮影につきましても、各委員の皆さんの積極的な自由な発言に影響がある部分もないではないと思われまますので、この次第3の県当局からの諸々の説明のところまでは、了解することにしたいと思っております。

録音につきましても、これまでの状況をご存じの方はご理解いただいているかと思っておりますが、議事録そのものがほぼ速記録のような形で公開されることになっておりますので、差し支えないと考えますので、録音については最後まで通してOKにしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

* 各委員ご承諾

(玉巻座長)

では、そのように進めることにしたいと存じます。

3 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会について

(玉巻座長)

それでは、次第の3ですが、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会について、事務局から案件についてのご報告等をお願いいたします。

* 事務局から資料1から資料4までを説明

(玉巻座長)

ありがとうございました。今のことに関して、扱いをどうするかということですが、最初に部会長の選任をしなければいけないということに関して、皆さんのご意見はいかがでしょう。

(山本委員)

部会長の選任について発言させていただきます。先ほど座長の推薦の時にご発言がございましたように、玉巻委員がこの条例に関して、非常に幅広く知識を持っておられます。長い間、この条例に関してご尽力されてきたところもございます。また、事務局の説明でも、短い限られた期間の中で、4回中3回は検討会との合同開催ということ。円滑かつ効率的に議論を進めるべきではないかと思っておりますので、検討会の座長を務められている玉巻委員に部会長も兼務いただくのはいかがでしょう。

* 各委員「異議なし」

(玉巻座長)

なかなか荷が重いですが、皆さんのお声がありますので、私が兼務させていただくことでよろしいでしょうか。

* 各委員ご了解

(玉巻座長兼部会長)

それでは、両会ともスムーズに進められるよう努力したいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ただいま、事務局から部会の設置等に絡むご案内がございましたが、この設置要領、傍聴要領等について、配布された資料どおりで進めるということに関して、これでよろしいでしょうか。

その他、事務局からのご説明、ご案内に関して、何かご確認になりたいことはございますか。どなたからでもご自由にご発言いただければと存じます。いかがでしょうか。特にございませんか。

4 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し検討について

(1) 検討の進め方について

(玉巻座長兼部会長)

それでは、次第に従いまして、4の「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し検討についてということですが、まず、検討の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

* 事務局から資料5及び資料6を説明

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございました。今の説明につきまして、委員の皆さん方からご質問、ご意見はございますか。いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

(2) 事業者団体等への意見照会結果について

(玉巻座長兼部会長)

格別の質問はないようですので、次に、事業者団体等への意見照会結果についてのご説明をお願いします。

* 事務局から資料7を説明

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございました。今の事業者団体等からの意見について、何かご確認になりたいことはございますか。これは単なる事実の報告ですので、そうですかと伺っておけばいい話だとは思いますが、特にございませんか。この辺りちょっとよくわからないので、もう少し補足説明をというようなことはございませんか。

(山本委員)

資料7の最初のページを見ると、教育機関が照会数60に対して提出数16、官公庁、国の機関は照会数30に対して提出数7と非常に少ないのですが、これはどういうことなのでしょう。大学はもうちょっとちゃんとやらないといけない気がしたのですが。

(中島がん対策課副課長)

同じように照会させていただいて、回答がまいりました。ご意見につきましては、強いてお返事をくれとは言っておりませんので、それぞれの事情を伺うことはできないのですが、前回と比べてどうかということはあるかと思います。

(渡邊がん対策課副主幹)

ちなみに、条例の制定時、条例の基本的考え方を策定した時に同じように団体に対して意見照会をさせていただきました。その時は、116の団体に照会しまして、提出数が31となっております。同様に、条例の制定時の条例の骨子案策定時にもご意見を伺ったところ、照会数が208、意見提出数が82でございます。当時、特に骨子案の時とは、提出いただいた数はさほど変わっていないのかなという印象です。

(山本委員)

そうですか。区分ごとに差が出てきているということですね。これが取組みに反映していると、ちょっと怖いことかなと思いました。

(曾根委員)

今の関連ですが、督促などはされたのでしょうか。アンケート調査をするときには、だいたい1回ないし2回督促して、それによって回収率が上がるということがあるのですが。

(渡邊がん対策課副主幹)

この意見照会に関しましては、督促といったものは行っておりません。

(曾根委員)

できればやっていただいた方がよかったですと思います。

(玉巻座長兼部会長)

1回くらいはしてもらってもいいのかなとは思いますが、照会を受ける側からすると、こういうアンケート調査は山ほどあって、いちいち全部は答えてられないという意見があるのも事実です。その辺りの兼ね合いは難しいと思います。

(望月委員)

見直しの資料ということですが、いわゆるパブコメやコンサルテーションとは違う位置付け、照会した団体からのみ返ってくるということですね。そうすると、照会した220の機関というのは、どうやって選定されたのでしょうか。いつもご意見を伺うような立場の方々なのか。その辺りを教えていただけませんか。

(渡邊がん対策課副主幹)

今回照会した団体につきましては、条例の施設区分がありますので、そういった施設の施設管理者の関係団体、事業者団体にお出ししたもの、条例の中で未成年者の保護ということも謳っておりますので、青少年関係、PTAといったところにお出ししたところと、たばこに関する条例といったことで、たばこ関係の業界にもお出ししたところと、この辺りは、条例の制定時にご意見をお伺いした団体を基本にお出ししているところでございます。

(望月委員)

そうすると、その団体の代表的な方たちということですね。業界代表のような立場で、その業界を取りまとめてご意見を出されているのか、あるいは代表者として意見を出されているのか、仕組みとしてどうなのか。照会をかけられなかった個別の組織や団体が無数にあるのではないかと思うのですが、そういう方々からの切実な意見の集約というわけでもないのですね。

(中島がん対策課副課長)

基本的には、業界団体の代表の方であれば、その団体を代表した意見ということといただいていると考えております。

(望月委員)

そうすると、代表意見の集約として、3分の1くらいの方々のお返事を参考にするとしたときに、どういう参考にするのでしょうか。今後、見直しのプロ

セスが何回かあると思いますが、もう少し幅広く、コンサルテーションのフェーズがあるのでしょうか。

あと、実施期間が2週間と短いので、なかなか業界内の意見をまとめて出すというのも大変だったのではないかと拝察します。

最初の質問に戻りますと、この意見というのは、どういう位置付けで、今後どうやって使っていくのか。委員として傍らに見ながら、この場で意見を交換するためには、今後、事務局にリクエストしたいのですが、もう少し客観的なデータなどを提出していただきながら、進めていくのでしょうか。その辺の位置付けが今ひとつ分からないので教えてください。

(中島がん対策課副課長)

冒頭申し上げましたとおり、皆さま方には、専門的な立場で、あるいは関係団体を代表する立場で現場の状況を踏まえて色々なご意見をいただくわけですが、それをさらに補完する形で、各団体からのご意見をこういう形で伺いました。足りないところがあれば、出来る限りのところで補完はしていきますが、先ほどお話しさせていただいたとおり、条例の項目ごとに代表される、団体の方の基本的な考え方を outsourcing させていただいて、それぞれの機関が条例に対してどういう意見を持っているのか、まずは皆さんに知っていただくということが大事だと考えまして、関係団体の方々から具体的に意見という形で伺いました。実際にこれ以外にも、県民意識調査や事業者の方々には戸別訪問、施設調査という形で調査をさせていただいておりますので、そういったものと併せて、条例に対する今後の議論の参考にしていただければと考えております。

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございます。望月先生のご趣旨としては、客観的に広く意見が徴せる状態になっているのかどうかということに対する疑問だと思いますが、前期の検討会でも、既にその話はあって、県の側から意見を聴きに行くというチャンネルは、こういうものしか具体的にはないですが、それとは別に県民サイドから自由に担当課にアプローチしていただいて意見を聴くということは、日常的にやっているもので、その辺りが検討会に反映されれば、適切な部分もあるだろうという話があったのではないかと思います。その辺り、今回、条例の再検討ということになりますと、多くの県民の意見をいかに集約するかということが大切になってまいりますので、常日頃からアンテナを高く上げて、収集していただければと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。

(望月委員)

残りの3分の2の方々がどのような意見を持っておられるのかと興味があります。

(3) 条例の施行状況（戸別訪問の状況）について

(玉巻座長兼部会長)

(3)の条例の施行状況に進みたいと思います。事務局からご報告ください。

* 事務局から資料8を説明

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございます。今のご案内につきまして、皆さんからご質問、ご

意見がございましたらお願いします。

(望月委員)

禁煙や分煙の履行状況を調べているかと思うのですが、その内訳はお分かりになりますか。

(名和がん対策課グループリーダー)

数ということですか。

(望月委員)

はい。

(名和がん対策課グループリーダー)

パーセンテージでよいでしょうか。

(望月委員)

はい。パーセンテージでよいです。禁煙か分煙かという内訳を知りたいのです。公衆衛生上は違う対応なので、対応状況、あるいは再訪問しているということで、それがどのように変化しているのかということ。

(名和がん対策課グループリーダー)

第1種施設につきましては、基本禁煙ですので、禁煙とご理解いただければと思います。第2種施設につきましては、再訪問した時に確認した状況ですが、禁煙にしている施設が81.8%、条例に適合した分煙にしている施設が11.3%になっております。

(望月委員)

再訪時ですね。

(名和がん対策課グループリーダー)

はい。

(望月委員)

初回訪問時はどうですか。

(名和グループリーダー)

初回訪問時、第1種施設は禁煙で98.2%、第2種施設は、禁煙にしていた施設が75.9%、条例適合の分煙が8.0%という数字になっております。

(望月委員)

次のページの参考の方も同じように内訳が分かれば教えていただきたいのですが。

(玉巻座長兼部会長)

今すぐでなくても、望月先生と調整しながらお願いできればと思います。

(名和グループリーダー)

はい。

(玉巻座長兼部会長)

他に何か皆さんからございますか。特にございませんか。よろしいですか。

では、私から一つだけ伺いたいのですが、資料8の4の一番最後に、継続指導を必要とする施設はというところがあり、具体の施設数が挙がっています。第2種施設はさもありなんという予想の範囲内なのですが、第1種施設で継続指導を必要とする状況は具体的にどういう形で発生しているのか、簡単におっしゃっていただけませんか。

(名和がん対策課グループリーダー)

数的にはそれほど多くはないのですが、やはり常連の方がたばこを吸われるということで、例えば、喫煙器具が置いてあってそのままになっているところであるとか、表示をしていただけていないようなお店もあります。いわゆる飲食店などとは違った形で未対応の施設が散見されるということでございます。

(玉巻座長兼部会長)

例えば、灰皿が置いてあったり、表示がというような、細かい形式的な好ましからざる状況と、条例の趣旨、目的に照らして好ましからざる状況があるというのは、指導する対象になるとしても、大分次元が違うと思います。条例の趣旨、目的をあまり斟酌してくれていない状況というのは、さすがにほとんどない状況に改善されているという理解でよろしいですか。

(名和がん対策課グループリーダー)

第1種施設につきましては、基本禁煙ということですので、そういう形でご協力いただいていると感じております。

(玉巻座長兼部会長)

わかりました。条例の規定に基づく、指導、勧告、公表、命令と進まなければまずいと思えるような状況は、基本的にはあまりないという理解でよろしいですか。

(名和がん対策課グループリーダー)

はい。

(玉巻座長兼部会長)

わかりました。ありがとうございます。

何か他にございますか。

(杉山委員)

3年間やられた中で、県民に対する条例の周知というようなアンケートはないのでしょうか。例えば、施設に行くと禁煙、分煙というように色々なケースがあります。禁煙ですと施設がいくら言っても、吸う人が吸ってしまうと、しょうがなく灰皿を置くというケースもあるかと思えます。条例そのものがどれだけ使う方に周知されているのかというようなデータはありますか。

あと、県外から来られる方が、この条例をどれだけ承知して、神奈川県ではということに対する周知、これはもちろん施設に任せている部分もあろうかと思えますけれども、県として何かされてははいないのでしょうか。いかがでしょうか。

(佐藤がん対策課グループリーダー)

今のご質問の後段の方ですが、県外からのお客様に対する調査、データというのは取っておりません。

前段の県民の認知状況に関しましては、先ほど、私からの説明で、現在、25年度の県民意識調査というものをやらせていただいているとご報告させていただきましたが、前回23年10月の時点で調査をさせていただいております。その結果としては、県民の受動喫煙防止条例の認知度につきましては、約75%という結果が出ております。

(杉山委員)

今回、部会に入れていただきましたが、業種の関係があってお話をさせていただきたいこととして、県で決めた条例であると、我々もお客様に周知しておりますが、限りがございます、県外から来られる方、特に観光地ですとそういう方が大変に多いのですが、そういった方々に対する周知は大変かと思えます。事業者として対応ができていく部分もありますので、どの程度されているのか。されてないということでしたら、結果が出ないと思えます。何かその辺りについての考え方というのがありますか。

(渡邊がん対策課副主幹)

日本全国での周知ということではございませんが、例えば、世界禁煙デーの際には、山静神ということで、山梨県、静岡県と一緒に受動喫煙防止のキャンペーンを行っておりまして、その中で神奈川県の実施として、受動喫煙防止条例を制定しているということをご案内させていただいております。また、秋に九都県市全体での受動喫煙防止のキャンペーンも行っております。それから、過去には、高速道路のサービスエリア、中日本高速道路株式会社のサービスエリアで行うイベントで条例の周知をさせていただくなど、県外の方にも目に触れるような形での条例のお知らせというのは、やらせていただいております。

(玉巻座長兼部会長)

メディアも神奈川新聞やテレビ神奈川は取り上げてくれるのですが、あるいはNHKでもローカルでは取り上げてくれるのですが、全国に流れるところには、なかなか乗らないですね。新聞でも朝毎読が取り上げてくれていますが、ローカル版で取り上げるだけで、全国版にはならないので、なかなか難しいところですね。

他にいかがでしょうか。

(曾根委員)

資料7、8のことではありませんが、県民意識調査の結果が10月に出るといふご説明がありました、遅いのではないかと思います。今度、8月27日に部会が開かれるということですので、粗々な結果、集計結果をその時までに出していただいた方が、より現実に即した議論ができるのではないかと思います。

(中島がん対策課副課長)

表に出すのは10月なのですが、その前に議論に資するという形で、簡易版になってしまいかもかもしれませんが、皆さまにご提示して議論に資するような形で進めさせていただければと思っています。

(玉巻座長兼部会長)

次第に載っている各項目をご覧いただくと、残りはあまりないかと思われるかもしれませんが、実は(5)の検討項目の整理に相当の時間を割かないといけませんので、先を急ぎたいという状況がございます。

今の戸別訪問状況についての報告について、ご意見もあろうかと思いますが、また後でまとめてご発言いただければと思います。

(4) 受動喫煙防止対策の動向について

(玉巻座長兼部会長)

次の(4)受動喫煙防止対策の動向について、色々なメディア等の報道によっても、皆さんご存知かもしれませんが、この点について、県当局よりご説明いただけますか。

* 事務局から資料9及び資料10を説明

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございます。今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。

(八亀委員)

今の説明の最後で、マクドナルドは平成22年3月全店禁煙化というのがありますが、1年経たないうちに全部、分煙室を作りました。ですから、どこの店にも吸う場所がございます。調べてください。

(玉巻座長兼部会長)

禁煙という表現は、その施設内が一切たばこを吸ってはいけないということ条例で課されている訳ではなくて、禁煙であっても、その中に喫煙所を設けること自体は、条例上は何ら問題ないという建てつけです。ですから、このお店は禁煙ですよと言っているけれども、そのお店の中に喫煙スペースが完全に分煙される形であることは構わないのです。

(八亀委員)

知らない人が見たならば、マクドナルドは全面的に禁煙と思われるのではないかと思います。

(白川がん対策課主査)

私の勉強不十分があるかもしれませんが、神奈川県内のマクドナルドについては、現在、すべて禁煙で、喫煙所はないかと思っています。東京のお店で禁煙を試みたお店がありましたが、委員のご指摘のとおり、東京のお店ではあまり成功しなかったということで、分煙という形を採っているお店が出てきている状況です。神奈川については、現時点で掌握している限りでは、喫煙所を戻したというお店は承知しておりません。

(八亀委員)

事情は色々あると思いますが、我々の業界は知っていますが、知らない方が禁煙かなと思って中に入ると分煙というのがありますから、その辺もきちんと記載をしていただけるとありがたい。これを見た方が資料として見ますので。

(玉巻座長兼部会長)

なるほど。わかりました。今後、その辺、誤解を招かないようにしていただければと思います。

他に何かご質問はありますか。

(林委員)

連合神奈川の林と申します。名簿の下から3番目でございます。

職場における受動喫煙防止対策のところ、審議未了で廃案ということになったとありますが、今後の動向によっては議論にも引っかかってくると思います。現在、どういう動きかというのはありますか。

(中島がん対策課副課長)

現時点では、廃案になった後の動きについては把握できていないです。具体的な動きはないということは分かっているのですが、その後についてどういう動きになりそうかという情報については取れていない状況です。

(玉巻座長兼部会長)

その話も前期の検討会から問題になっていて、職場安全の問題と県民健康の問題は別ですよという建てつけで、今までずっと議論してきていますので、そこに踏み込めるかどうか、踏み込むべきだという意見は前々からあります。その辺り、次の(5)のところで、またご議論いただければと思います。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。まだ皆さんそれぞれにおっしゃりたいことがあるかと思いますが、次の(5)で十分に時間を取りたいということがございますので、この(4)につきましては、この程度に留めることといたします。

(5) 検討項目の整理

(玉巻座長兼部会長)

それでは、次に検討項目の整理ということですが、いきなり我々委員がゼロベースで始めるといっても、難しいところがあるかと思いますが、県当局から、こういうようなことが検討対象になるのではなかろうかと想定される項目の拾い出しが、資料11において行われております。このことについて、県当局よりご説明いただけますか。

* 事務局から資料11を説明

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございました。それでは、今の事務局からのご案内も交えて、皆さんから条例全体、これまでの施行経験を参考にしつつ、様々なご意見をいただければと思います。極力、皆さんに積極的なご発言をいただきたいのですが、次回の部会において詳細な議論をしたいと考えております。本日は、その前提となる項目出しという認識でご発言いただければ幸いです。部会員になっていない方については、本日、積極的にある程度中身に踏み込んだご発言をいただ

ければと存じます。いかがでしょうか。

(林委員)

部会のメンバーですので、入口のところだけお話しします。連合神奈川の林と申します。難しい観点だとは思いますが、今後の議論で整理が必要と考えている点があります。先ほど、国の動きは分からないというお話でしたが、国に先駆けて神奈川県がこの条例を制定したということは理解しています。どこまで先駆けるのかという言い方で恐縮ですが、そういった部分は何か考え方を持って整理しないと、バランスが取れなくなってしまうと感じています。何を持ってどこまでの話にしようかというところを導き出すような視点を、必要であれば、この資料でいただいた以外のところも出していかなければいけないと感じます。

例えば、直接関係はないかもしれませんが、神奈川の喫煙率というのはどれくらいなのでしょう。私はよく分からないのですが、そういう数字も出していただければよいと思います。何となく 20%くらいというイメージはあるのですが、900 万人ちょっとの神奈川県で 180 万人くらい喫煙される方がいるという事実でもってどのような話をするかということや、それから、お店の関係でいいますと、経済的な影響の部分、導入の時も議論もあったかとは思いますが、ご意見の中にもありましたが、そういった部分にどう配慮していくのかということを考えていくのかということを考えていけないと思います。議論にあたって、そういう観点の部分を取り上げて参考にしながら、導き出すことも必要と考えています。

(中島がん対策課副課長)

今、喫煙率のお話がありました。手元の資料で恐縮ですが、平成 22 年に行われました県民健康栄養調査の結果で、神奈川県 20 歳以上の全年齢の喫煙率をご紹介します。男性が 30.8%、女性が 8.3%です。両方を束ねた正確な数字はありませんが、大体 18.7%くらいという数字が出ております。7 年前、平成 15 年度の喫煙率が大体、全体で 27%、男性が 40.9%、女性が 12.8%です。それが 18.7%に落ちているということです。

(玉巻座長兼部会長)

他にいかがでしょうか。

(羽鳥副座長)

今のお話と関連しますが、建前論でいくなれば、黒岩知事は、4 月の定例会見で健康寿命日本一を目指すと宣言しています。そうであるならば、まず、喫煙というものが健康寿命、死亡率にいちばん影響しますので、全面禁煙を目指すべきでしょう。たとえ全面禁煙にしたとしても、短期間で健康日本一を達成できるかわかりませんが、県はそのくらいの強いやりぬく意志を持っていないと、知事の意向は達成できないのではないのでしょうか。この会議も踏まえて、知事の宣言を本気で実現しようという行政組織の姿勢が試されるころですね。

先ほど各業界の取組みについて説明がありましたが、例えば、平成 23 年 7 月に全都道府県の法人タクシーが全車禁煙化をやりました。その時のいちばんの目標は、タバコのないタクシーに乗ってもらおうということもありましたが、タクシー運転手さんの命を守ろうということがあったと思います。タクシー業界はうまくできたということで、たまにお客待ちの時に待合、外で吸っている方もいますが、少なくともタクシーの中ではたばこの臭いがすることがなくなりました。そういうこともあるので、飲食業第 2 種の人達も、自分

達あるいは従業員の命を守ろうということでスタートするならば、こういう観点から、社長さん、従業員の命を守るために禁煙に向かうということも一つの立場としてあるのではないかと思います。もちろん、禁煙にしたために客が来なくて収入が減少したという主張も分かりますが、この部会では、議論としてはそっちの方に向かってほしいというのが私の希望です。

(玉巻座長兼部会長)

順不同で結構ですので、次々と発言いただければと思います。

(伊藤委員)

テレビ神奈川の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

今回の会議を始められた趣旨としては、条例の附則において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとなっており、その節目が3年目ということで、集まっているということだと思います。

例えば、特例第2種施設については努力義務ということになっているわけですが、調査の結果を踏まえて、禁煙が進んでいるのだからいいとするのか、あるいは、努力として任せておけばいいのかということか、それとも、それを更に進めていくために、もっと行政として、あるいは何かしらの方法でサポートしていく必要があるのかどうかといったところも論点ということであれば、踏まえて検討していくべきと思います。

(八亀委員)

私は、今回初めてこちらに出席させていただきました。飲食業界の代表で来ております。

私どもの業界、県下に3万9千軒ございます。そのうちの9千軒は結構大手ですが、3万の方は、小さなところでございます。努力義務でやっております。

従いまして、今の条例をこれ以上きつくしますと、本当のことを言いますと、大変にきつくなります。私のところは喫茶でございますから、わが業界は片手に紫煙の煙、片手に琥珀色のコーヒーということですので、これはもう完全にコーヒーとたばこという格好で文化ができております。比較的、朝のオープンにどっと来て、コーヒーを飲んで、たばこを吸ってというような店でございます。

私どもの業界で50坪の店が、あの条例のおかげで2軒、店を閉めました。分煙をしても、とてもそれだけのものは入ってこない、それだけの資金を出しても駄目だということです。それと、小さなところは、分煙施設を作る資金もなければ、スペースもない。あの条例につきましては、もう店をやめろという、そういう条例でございます。したがって、これ以上、今の条例をきつくするのは、ご勘弁をいただきたい。

とにかくこの2年間の実績を見てください。相当頑張りました。ステッカーも自前で作りました。全国的にもこれが広がっております。しばらくの間、見てほしい。

羽鳥先生の言うことも分かりますが、とにかく私どもも生活がかかっております。その辺もご考慮いただきたいと思ひます。今後の部会で詳しく説明させていただきます。

(曾根委員)

国立保健医療科学院の曾根でございます。今回の検討項目の見直しということもよく分かるのですが、未成年者の受動喫煙防止というのは大変重要な部分

ではないかと思しますので、ぜひ部会では、未成年者の保護というところをもう一回検討しなおしていただき、より未成年者がたばこの煙が曝露することのないような方向で、具体的なデータがあれば出していただき、施設の利用者の状況なども含めて、ご議論いただければと思います。

(玉巻座長兼部会長)

具体的に、この部分をこう進めたらというアイデアはございますか。といいますのは、未成年者は原則喫煙可のスペースに立ち入らせてはいけないという条例の縛りがかかっている、その辺の話になると、未成年者従業員が喫煙場所で働くことに関していかがかという議論が前々からあります。その辺りも視野に入れつつ…。

(曾根委員)

もう一度、未成年者の立場という視点をもって話し合っていたきたいということです。

(西之宮委員)

県の中央会の西之宮と申します。

職場等は対象外になっているということ、国の法律も廃案になったということですが、これは、最初から条例に入れたいというのがあったのでしょうか。

(中島がん対策課副課長)

職場の問題につきましては、労安法の関係で、受動喫煙防止についての取組みが一方で進められているというところから、競合的な関係の法令制定を避けた部分もございます。その当時、法令化が進んでいましたので、そちらの方の状況を見るということもございまして、そのような整理をさせていただいたところでございます。

(西之宮委員)

施設がどれくらいあるかは分かりませんが、工場や事務所など色々な職場があるかと思いますが、事務室でたばこを吸いながら仕事するなどというのは、昔の風景だと思います。5分や10分の工場の休憩時間などで吸うのかもしれませんが。やはり、広げていくというのはいかがなのでしょうか。国の法律との両にらみのような形で見ていたのかもしれませんが。

(中島がん対策課副課長)

そういったところもご議論いただくことになるかと思えます。お配りしたファイルのインデックス6番ですが、厚生労働省が都道府県や市町村あてに出している、受動喫煙防止対策の徹底ということで、24年度に出されたものです。この中で、3枚目に5として、職場における受動喫煙防止対策との連携と調和という項目が出てきて、この通知の中でも、労働者のための受動喫煙防止措置は「職場における喫煙対策のガイドライン」に即した対策が講じられることが望ましいということで、労働関係につきましては、労働法規に譲るような形になっていまして、そういったことも一因であります。

この辺の内容も踏まえまして、条例の今後のあり方として、皆さまにご議論いただければと思っております。

(柴田委員)

かながわ健康財団の柴田と申します。私どもの財団は、健康づくりの推進ということと、がん予防の二つの観点から、たばこ対策に取り組んでおりまして、この条例ができたときから、県と一緒に、卒煙塾といった、たばこをやめたい人達への支援をしています。3年間の中で約500人ほど申込みがあって、実際に参加された方たちはそれよりもずっと減って、最後まで卒煙できた方というのが3割を切る20数パーセントという状況です。やめたい方たちが、なかなか意思の力だけではやめられないということで、医療機関でお薬を飲むといった方法も取りながら、様々な形での卒煙を目指しています。

未成年者で保険の適用にならない方がいらしたり、年齢的に頑張っても、つい吸ってしまう環境があるというところもございます。

やはり、喫煙者、非喫煙者だけでなく、健康のためにやめたいという方たちに対して、どんな環境が用意できるのかということも議論の俎上に載せていただけたらと思います。

(山本委員)

資料の2点目と5点目に関して、私自身の考えを述べさせていただきます。

2点目に関しては、先ほどからお話を伺っていると、規制だけでなく、この条例に対応することでのいいこと、メリットもないと、なかなか対応しにくい面もあると思います。先ほどのお店を閉められた方がおられるというお話もありますので、経済的にこういうメリットがあるといったことが見えてこない、対応しようとしても対応できない面もあるのかなと思います。規制ばかりでなく、逆にその辺りについても議論していただけたらと思いました。

資料裏側の5に関してですが、条例の第2条を拝見しますと、公共的施設について公共的空間を有する施設と定義されています。公共空間や公共施設ではないので、的という言葉が付くことで、範囲があいまいになってきますし、拡大して解釈しようとする、どんどん拡大できてしまいます。その辺りについて考えてみると、公共的空間にすると、屋外の施設の敷地や路上まで含まれてしまうので、この辺りに関して今後議論を進めていかないとというように思いました。

(望月委員)

時間がないので頭出しだけにしますが、この数年間の時代趨勢というか、この条例がもたらした色々な影響の中で、特に定義をもう一度見直す、あるいはもう少し解説を加えなければいけないことも出てきていると思います。

まず、この条例が施行された時に煙の出ないたばこ、JTのカートリッジ式のゼロスタイルという商品が出て、今日、大阪でも新しいスヌースというタイプが出てきています。条例の受動喫煙という定義を見ると、燃焼させて出る煙に対してどうのこうのというところですので、これは、業界側のひとつのチャレンジでもあるし、それを使用することによる、これまで他者危害ということでは言っていましたが、それが本当にあるのかないのか、また、本人への影響がどうなのかということもあるので、いきなり条例の定義や目的まで触ると大変な騒ぎになると思いますが、実際にはそういう製品がすでに出てきていること、それから、いわゆる電子たばこというものも、日本ではニコチンが入っていないことになっていますが、諸外国では、ニコチンを消費者に届ける新しい製品として出ているようなこと、それから、水たばこというようなものも出てきているので、新しい製品が環境に出てきていることを考慮しながら、これをどう扱っていくのか、そもそもその仕組みというか、規制は何のためにあるのか、本当に吸わない人だけを守るためなのか、先ほど羽鳥先生がおっしゃったように、あまねく県民の健康を守って、先ほど喫煙は文化だとおっしゃいましたが、

その喫茶店の素敵なマスターがお客さんと一緒にたばこを吸って、受動喫煙と能動喫煙とで両方とも病気になってしまったら元も子もないので、どのくらい先進的かといったときに、やはりもう皆が来なくなるような、皆が住みなくなるような神奈川県というものを、新しい文化をこの仕組みの中で作りあげていく、そういう先進性をも持って、次の見直しの議論ができたと思います。本当にこの3年間、大きく世の中を変えた、それだけ重要な条例ですので、前回は色々な事情で前知事が達成しようとしたレベルまでは達成できなかったけれども、そのギャップをどうやって私たちが次のレベルまで、次の子どもたちのために作り上げていくかという、そういうことが試されていると思いますので、よき文化というようなことがあったとは思いますが、今、新しい文化を上げるステップになったら本望だと思います。ぜひ、喫茶店のマスターも常連の喫煙者のお客さんも新しい文化に入っただけいたらと思います。

それともう一つは、定義と関わりますが、分煙の基準というのが国にあります、それも10年以上前、もっと遡れば1970年代の考え方に基づいたものがこの条例に薄く関連してきているので、その辺の分煙の基準に対しても、もう少し、実態としては、施設に対して風量とかそこまで測定していないのが現状だと思いますので、どれをもって分煙が適っているのか、どれが禁煙なのかということを確認にできるような、簡便で実行可能なものをこの中で、おそらく県がデータを持っていると思いますが、基準についても見直していただけたらと思っています。

それから、先ほど曾根委員がおっしゃたように、私が言ったこととも関連しますが、未成年、子どもたちの健康について、お客であろうと従業員であろうと同じ立場で守っていくという仕組みであってほしいと思います。

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございます。予定の時間を超過していますが、まず、検討会のメンバーで部会のメンバーでない方にご発言いただければと思います。

(高原委員)

相模原市の健康づくり普及員連絡会の高原と申します。私たちは、ここ3年間、受動喫煙防止条例の普及啓発活動を進めてまいりました。昨年度は、これを推進するには、やはり子どもたちを教育していかないと、たばこを吸ってしまった大人たちに向けて禁煙を呼びかけるのは難しいだろうということで、子ども向けの紙芝居やクイズを作ったりして、色々なイベントや小学校に出向いて、子ども向けの啓発活動を中心に行うようにしております。

相模原市の健康づくり普及員の皆さんは、3年前の段階では、たばこに対する危機感はありませんでした。この検討会に私が参加することを契機に学習を進めて、危機感や正しいたばこの情報を伝えなければいけないという意識を持って、オリジナルのものを積み上げて活動を続けています。

今年度は、がん予防というたばこ対策をつなげていきます。たばこが、がんの原因の3分の1を占めていますので、継続してたばこ対策の部分も進めていきます。

今後、この検討会の中で部会が開催され、そこで条例に対しての審議がされるということで、今日は私の思いというものを一言言わせていただきたいと思います。

やはり、ここまで推進できたものですから、できたら後戻りしないで、少しずつでも進めていただきたいと思います。子どもたちの将来のことを考えると、がんに罹ることを予防できる、かなり可能性の高い要因ということが見えている訳です。ここはぜひ推進していただきたいと思います。

私の隣に座っていらっしゃる八亀さんは喫茶店を経営されていて、非常に厳しい状況であることを聞いて、私もつらい思いをしました。私たちの団体は、特例第2種の小さなお店は禁煙・分煙が努力義務ということですが、任意で禁煙店を実施している方に対して、それを応援したいということで、「きれいな空気をありがとうカード」という、私たちが飲食した後にレジで、これからも頑張るね、応援していますよ、ありがとうという思いを伝えるメッセージカードを作っています。そういう形で禁煙を応援して、受動喫煙防止を応援する市民がたくさんいるということを、マーケットから拾いきれないかもしれませんが、ここで伝えてさせていただきます。この条例の推進を願っておりますので、次回の部会の中では、ぜひ私の意見を頭の片隅に置いて進めていただけたらと思います。

(玉巻座長兼部会長)

滝口さん、いかがでしょうか。

(滝口委員)

神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会の滝口と申します。

食生活や生活習慣の中で、たばこは悪い位置と言ったらおかしいのですが、皆で勉強する中で、健康に悪いもの、塩分の摂りすぎ、脂肪の摂りすぎ、運動不足、飲酒、最後に喫煙となり、悪い要素に入っています。

私は、父も夫も息子もたばこを吸わないという生活環境に現在います。私の祖父が大工さんをしておりまして、キセルで刻みたばこを吸っていました。囲炉裏でコンコンとたたいて、又詰めてという姿を見ておりまして、時々たばこを買いに行ったこともありました。

今、ふとそれを思い出しまして、ひとつの文化なのかなとも思いました。

でも、やはり喫煙は、高原さんがおっしゃったように、がんと密接な関係があるということ、私の周りにもがんを患っている方がたくさんおられます。そうしますと、食生活、食習慣、生活習慣を通して、禁煙ということを進めていかなければいけないのではないかと、この場に参加させていただいて痛切に感じております。

受動喫煙が健康の悪影響になることを、私たち県内の連絡協議会の約2,600名の会員が各地域の定例会で、禁煙、受動喫煙防止について、今日のことを参考にして、生活習慣病、食生活と同じように活動のひとつとして、話し合っていきたいと思っております。

(玉巻座長兼部会長)

条例をこの先どういう方向で手をつけていくかという議論をしていくわけですが、あと検討会のメンバーで部会のメンバーでない方でご発言いただけないのが、秋山委員と佐野委員ですが、何かご意見はございますか。いかがでしょうか。

(秋山委員)

厚木市の秋山でございます。私ども市民健康部の所管は、国民健康保険、そして健康医療課というセクションがございまして、医師会、歯科医師会、薬剤師会といったところとの連携調整、そして健康づくりのセクションを持っておりまして、これは予防医療や予防接種、健診といった事業を実施しているところでございます。

国民健康保険は、ご承知のように、非常に財政的に全国的にも厳しい状況の中で、医療費の削減が喫緊の課題でございます。そういう一面で、行政は税収

の確保も非常に重要な要素であります。たばこも税収の一つでございます。

相対的に言ったときに、黒岩知事が健康寿命を延ばすということで、健康寿命日本一を目指そうというテーマで7月の下旬に県民との対話をやられたということです。私も実際にそれを陰で見えてきました。そういう中で、1歳でも健康寿命を延ばしてもらうことによって、厚生労働省などには、予防医学に力を入れて医療費を削減したいという考えがあるのですが、それよりもむしろ健康でいていただくことによって、その間の経済効果を上げてもらった方がいいのではないかと、要は、健康で1歳でも長くいれば、おいしいものがいっぱい食べられて、市あるいは県にもお金を落としてもらう、そういう意味合いを考えたとき、神奈川県が定めている条例については、全国において神奈川県の代名詞なのかなという観点で、私は今回の会議に臨んでいます。

今、事務局で示されている主な検討項目の内容が、すべてにおいてポイントなのかなと思っています。そして、今、色々な角度から、検討項目ということで、皆さんから意見をいただいておりますが、もちろん、それを十分に加味しながらも、最終的な整理については、今ここに示されているポイントを重点的に進めていくのがいいのではないかと、まとめの方向としては、これがいちばん、最も前向きな方法ではないかと考えております。

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございます。時間の制約もございますので、先を急ぎたいのですが、佐野委員いかがでしょうか。

(佐野委員)

神奈川県の町村保健衛生連絡協議会を代表いたしまして、出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

こちらの条例の大きな目的の中に、受動喫煙による県民の健康への悪影響が明らかであるというお話が、条例の目的として第1条に載っているとおり、受動喫煙や喫煙自体が健康に大きな影響を及ぼしているのは、皆さんもご存知だと思います。

今回、この条例ができたことにより、私達の町においても、かなり禁煙や分煙が進んできていると思います。ただ、実際に神奈川県さん、事務局さんがお調べいただいた戸別訪問の結果も見せていただきますと、確実に県内の施設に関しても、実績が上がってきていると思います。ですから、今回3年ということで、見直しの時期が来たのかもしれませんが、先ほど、他の委員からお話がありましたとおり、条例自体が後退することなく、むしろ前に進んでいくような形になればと思います。

部会の皆さんとの合同開催という形で、色々な意見が直接聞かせていただけるのかなと思っています。そういう皆さんのご意見を参考にさせていただいて、最終的に話がまとまっていけばと思います。

今回の資料11で絞っていただいている検討項目に関しては、私もおおよそよろしい内容かと思っています。

今後、また意見を発言させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございました。

そうしますと、部会委員でない方にはご発言いただいたのですが、まだ、部会委員でご発言いただいている方がいらっしゃるのですが、何かございますか。杉山委員、三辻委員、いかがでしょう。

(杉山委員)

神奈川県旅館生活衛生同業組合の代表として出席させていただきました、箱根温泉旅館協同組合の杉山と申します。

旅館、ホテル業界でも受動喫煙に関しては理解しているところですが、本来は全国レベルでやってもらいたいと思っています。今回の条例見直しについては3年間順調に推移し、ようやく軌道に乗ってきたと思いますので、内容については現在のまを希望しています。

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございます。

学校現場からいかがでしょうか。

(三辻委員)

小中高については、ご存知のとおり授業の中でも扱っていますし、特に高等学校の特別指導の部分で、喫煙している生徒への指導が減ってきたという話も聞いております。ただ、今日、この数字を見て、大学について、いくつかの大学を訪問させていただいて様子を見ると、喫煙所があるということです。では、未成年の大学生はどうなのかということですが、先ほども話が出ました、就労未成年者、高校中退した子どもたちがまた高校に遊びに来ると、たばこを持っていたりという問題が、数は少ないですがあります。

では、どういうところが問題なのかとある小学校の校長先生にお聞きしたところ、職員は誰も吸いません、ただ、運動会の時が困りますとのことでした。敷地内禁煙ですから、校門の前で保護者がたくさん喫煙するというのです。そういった次の段階の喫煙を少なくしていく、未成年者を保護するという部分を、何を一步進められるのかというのが、今回の見直しで考えられていくのかなと考えています。

特に若い世代が10年経ったときに喫煙率を一気に下げるためにどうしたらいいのかというようなことも、高校ですが、生徒指導の関係者の話に出ております。今回、条例が見直されるということですから、思いきったという言い方をしては失礼ですが、神奈川県の子どもたちが10年後に健やかにたばこを吸わないで生きていくような、何かそのような試みがこの中から発信できたらうれしい、個人的な意見ですが、そう思っております。

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございました。

一応皆さんから、条例の見直しの方法についての意見をいただきました。時間を大幅に過ぎておりますので、このあたりで項目出しに関するご意見というのは留めたいと思います。今一言、これは言っておかねばというのはございますか。よろしいですか。では、本件につきましては、この程度に留めることにしたいと思います。

今後の部会、次回は8月27日ではありますが、どのように進めるかということについて、事務局、県当局から何かございますか。

(中澤がん対策課長)

先日、神奈川県たばこ商業協同組合連合会と日本たばこ産業株式会社から、意見陳述を希望する旨のご要望がありました。この扱いについて、皆様にお諮りさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

(玉巻座長兼部会長)

そのような申し出があるそうですが、このことについてどのようにいたしましょうか。意見を聞く機会はあるにしてもいいのかなとは思いますが。

(望月委員)

たばこ規制枠組み条約の5. 3条に、公衆衛生政策をいかにたばこ産業からの影響から保護するかというガイドラインが定められています。様々な意見陳述をしたい団体は山ほどいると思うので、どこまで対象にするかということであるとか、ルールを設けるというのも大変なので、例えば、書面でいただくということにして、意見は拝聴しますと。ただ、いつも時間が短い中、たばこ産業の方々がおっしゃることに時間を割くよりも、部会のメンバーとか、アンケートで掬い上げることの出来なかった方々の意見を反映させる方が建設的ではないかと思います。ですので、書面で受け付けることにして、時間はとらないということではいかがでしょうか。傍聴にいらっしゃることも可能なわけですからというのが私の意見です。

(玉巻座長兼部会長)

他の皆さん、扱いいかがですか。

(柴田委員)

望月先生がおっしゃるように、時間との関係で可能かどうか分からないのですが、今のお話ですと、JTさんにしても、商業組合の方々にしても、どちらかといえば、たばこ推進派だと思うのですが、もし、そういった陳述をやられるならば、禁煙を推進している方からも意見を聞かなければ不公平かなということがありますので、もし、時間があって意見を聞くということになれば、今回、申し出がなかったかもしれませんが、禁煙を推進しているところからも意見陳述をお願いしなければならぬのかなと、同じようにお話を聞いたほうがいいのではないかなと思います。

(玉巻座長兼部会長)

私の個人的な意見のような感じにはなりますが、確かに、望月先生のおっしゃるように時間の節約のために文書でというのは合理性があるのですが、来ていただくとある程度委員とのやり取りが出来るということもございますので…。

(望月委員)

いや、大本は条約の5. 3条ガイドラインで、やはり公衆衛生政策の場においては、なるべく極力それを避けるというように決まっているので、それに則るのがふさわしかろうと思うのですが。

(玉巻座長兼部会長)

ただ、国の厚労省のやっていた労安法の絡みでも、関係団体からの意見聴取を現にやっていますので、それは手続的合理性の担保という意味ではやるべきではないかなと考えるのですが。

(望月委員)

どういう観点からですか。受動喫煙防止条例によって、もしかしたら、たばこの売り上げが減るかもしれないという観点であれば、本当に減っているのかということや、今日も委員がいらっしゃいますが、経済的打撃を受けるという

ことが…。

(八亀委員)

望月先生の言うこともわかりますが、やっぱり彼らの意見を聞きましょうよ。それでやり取りしましょうよ。

(望月委員)

それならば、禁煙推進団体は数多あるので、そこからも、こちらが招聘するのか、推薦するのかはわかりませんが。

(玉巻座長兼副座長)

そうですね、双方からということ。

(曾根委員)

神奈川県条例なので、神奈川県に根っこのある団体の御意見は聞く必要があるかもしれませんが、JTとなると、日本全体なのでそれは少し違うのかなと思います。

(玉巻座長兼副座長)

その辺はなかなか難しいのですが、JTの工場が神奈川県内にあるのは事実ですし、意見を聞いてもいいかもしれません。

(林委員)

時間の問題かもしれないのですが、1時間も2時間もお話を聞くということはないと思うのですが。時間的にいえば。

(玉巻座長兼部会長)

関係各方面から意見を聞くことを前提に、この検討会、あるいは検討部会のルールの中に、意見を聞くことができるという規定を設けておりますので、その規定に基づき、両者から意見を聞きたいと思うのですが。

(林委員)

幅広い意見を求めるためにこの部会を作った趣旨からいっても問題ないと思います。

(秋山委員)

何人かの委員もおっしゃっていましたが、時間は逆に、制限して何分とかという形に決めて、プレゼンテーションじゃないですけども、そういう形で聞く姿勢というのは大事なことだと思います。

(羽鳥副座長)

JTさんが出てきて意見を述べるならば、柴田委員のかながわ健康財団で禁煙を推進している中山先生や長谷先生にお声をかけて、同じ時間で公平にディスカッションあるいはディベートするのはいかがでしょうか。

(玉巻座長兼部会長)

どういう形にするか、ディベートというのはなかなか難しいかもしれませんが、双方、要するにあらゆる意味において利害関係者から意見を聞くこと自体

は、こういう検討会を設けている本来の目的かと思imasるので、その方向で進めたいと思imas。さしあたって申し出のある両者、二社と、それから、禁煙運動を推進しているところからおいでいただく。それは、今の委員の関係者でも結構ですし、どなたかご紹介いただく、あるいは県に既にアプローチしているようなところが仮にあるとすれば、そういうところをお願いするのでもよからうかと思imas。そういう形にさせていただきませんか。

(望月委員)

そうすると、県内に根っこがなくてもいいということですか。

(玉巻座長兼部会長)

それはそうですね。

(望月委員)

形式はどうしましょう。ディベート。

(玉巻座長兼部会長)

委員とのやり取りであって、双方の立場が、どちらが正しいかの証明の話ではありませんので。

(望月委員)

プレゼンですか。

(玉巻座長兼部会長)

そういったスタイルでないと、收拾がつかなくなりますし、時間がかかるかと思imas。

(山本委員)

こちらからもお聞きしたいことも出てくると思imas。そういったことを直接お聞きできたら、とてもいい機会になります。皆さんおっしゃっているのはそういう意味もござimasよね。

(玉巻座長兼部会長)

そういった形で事務局に対応していただいて、10分ないし15分程度で要点を説明していただいた上で、主張していただいた上で、こちらからの質問に答えていただくといった形で進めたいと思imas。そういうことで、なかなかまとまりませんが、御了解いただければと思imas。

5 その他

(玉巻座長兼部会長)

そうしますと、時間は30分超過していますが、本日の議題として用意されているのは、この程度でござimas。事務局から、県当局から、何かござimasか。

(中澤がん対策課長)

事務局から、今後の会議日程について、ご連絡させていただきます。次回は、部会単独といたしまして、8月27日火曜日の午後6時30分から神奈川自治会館で開催いたします。部会の委員の方々には、近日中に開催通知をお送りさ

せていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

検討会といたしましては、部会との合同会議として、10月中旬頃と11月中旬頃の2回を予定しております。こちらも近日中に日程調整させていただきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(玉巻座長兼部会長)

ありがとうございます。各委員から一般的な運営に関してご質問、ご意見はございますか。

(曾根委員)

部会の委員でない委員は、27日に傍聴させていただいてもよろしいですか。

(玉巻座長兼部会長)

それは構いません。是非お越しく下さい。

(羽鳥副座長)

傍聴席はもっと増える可能性はありますか。

(玉巻座長兼部会長)

自治会館というのは、ここより場所が狭いですよね、確か。

(杉山委員)

夜にされるという理由はどういうことですか。普通の会議の中では、例えば、出られない方がいるということですか。

(中澤がん対策課長)

委員の皆さまとの日程調整の結果です。

(杉山委員)

それでは、4回のうち昼、夜、昼、夜、そういうことですか。逆に、夜出られない人もいれば昼出られない人もいます。初めから分かっているのであれば、昼であれば行けるが、夜であれば行けないという方もいたかもしれない。あらかじめもう少しはっきりしておいてもらいたい。

(中澤がん対策課長)

分かりました。早々に。

(杉山委員)

では、次は夜ということで。

(玉巻座長兼部会長)

夜で設定したわけではないです。皆様のご都合で、最大公約数でそこになったということです。

(杉山委員)

あらかじめ決めていただくと大変ありがたい。次はどうしよう、って話ではちょっと…。

(中澤がん対策課長)

分かりました。

(望月委員)

今後の進め方に関連すると思うのですが、色々な検討資料で必要なものは、その都度、事務局にリクエストして、例えば次の会の資料、あるいは参考資料という形で提出していただいてもよろしいでしょうか。可能な範囲で事務局に集めていただくという形で。

(中島がん対策課副課長)

議論を進めるための資料は、できるだけ、用意できるものは用意したいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6 閉会

(玉巻座長兼部会長)

そうしますと、本日はこの程度で皆様よろしいでしょうか。捌き方が上手くなく、33分超過しましたが、どうも本日はお疲れ様でした。有難うございました。